

第5期 福井県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）概要

1 目的

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、ニホンジカの健全な個体群の安定的維持を図りながら、農林業、生活環境、森林生態系被害等の防止・軽減を目的とする。

2 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

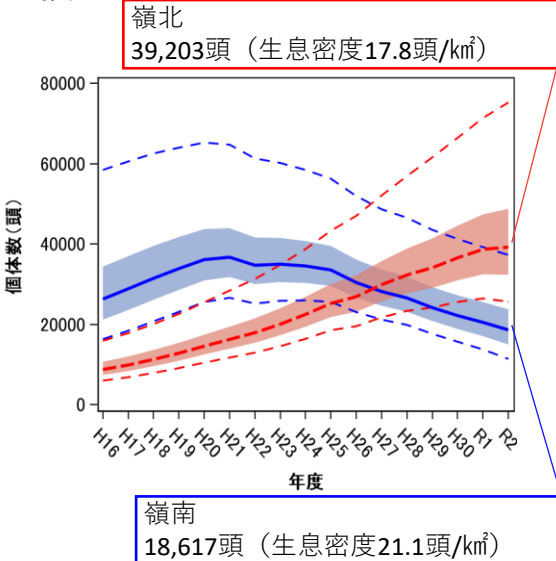
3 管理が行われるべき区域

福井県全域（6つの管理ユニットに区分して管理を実施）

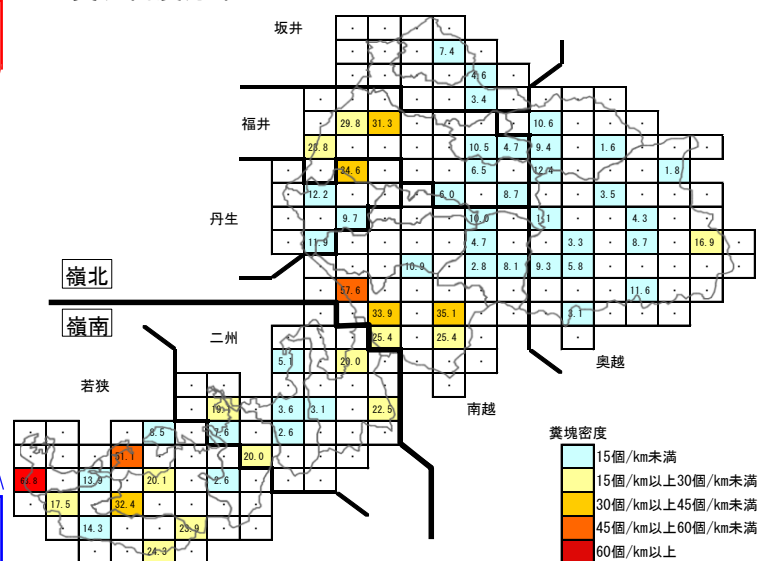
4 状況

- ・生息状況：令和2年度時点の推定生息数（中央値）は、嶺北では39,203頭（生息密度17.8頭/km²）、嶺南は18,617頭（生息密度21.1頭/km²）と推計
- ・糞塊密度は、若狭地区、丹南地区南部で高く、生息密度が高い状況

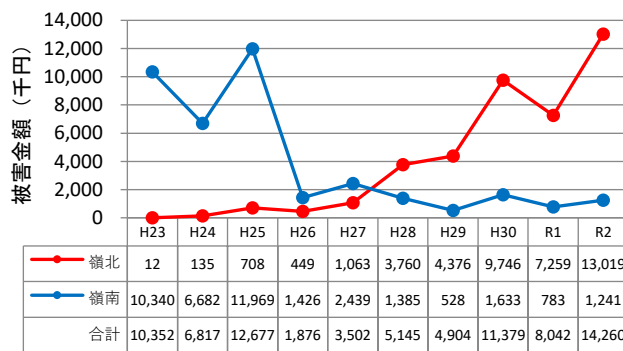
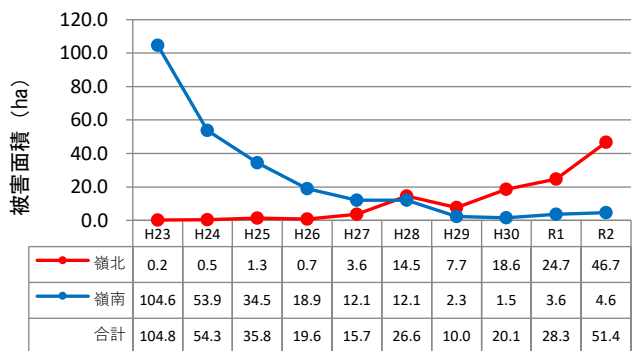
<推定生息数>



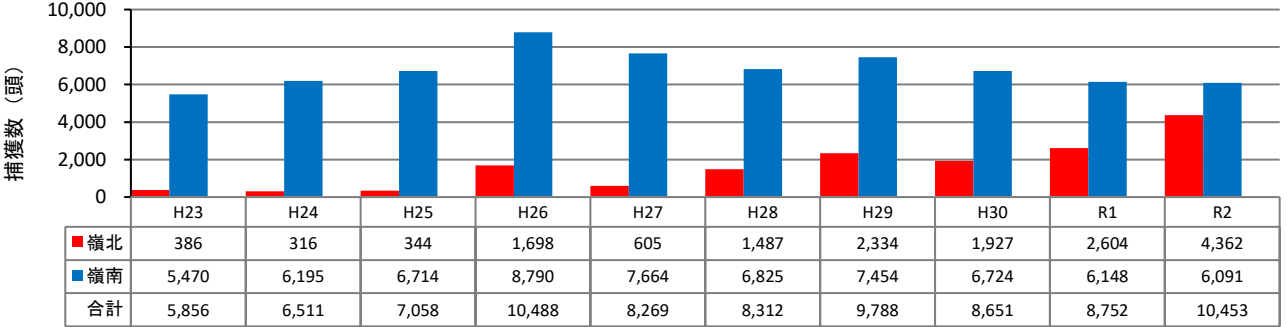
<糞塊密度分布>



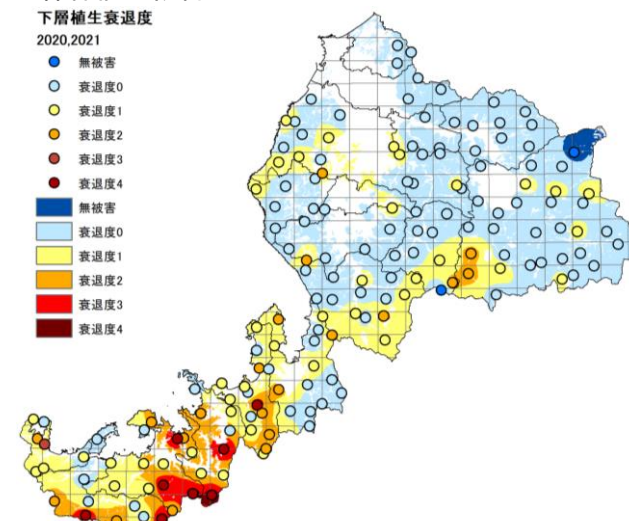
- ・被害状況：農作物被害は、嶺南では減少しているが、嶺北で拡大し、県全体では面積、金額ともに増加（H28年:27ha 5,145千円 ⇒ R2年:51ha 14,260千円）



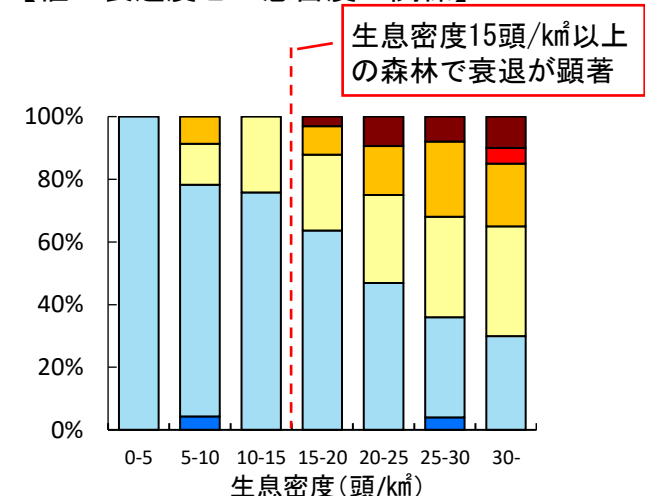
- ・捕獲状況：嶺南は継続して6,000～7,000頭を捕獲、嶺北では増加傾向で、R2は過去最高の4,362頭を捕獲



<森林植生被害>



【植生衰退度と生息密度の関係】



5 管理の目標

長期目標として、令和13年度までに県全域の生息密度を10頭/km²以下に抑えることとし、第5期計画の目標を下記の通り設定

- ・生息密度を嶺北・嶺南ともに13頭/km²以下に抑える。
- ・農作物被害を嶺北・嶺南ともに令和2年の被害面積（嶺北46.7ha、嶺南4.6ha）の半分以下に抑える。

6 個体数の調整に関する事項

- ・嶺南は現行の捕獲努力を継続、嶺北ではさらなる捕獲強化を図る。
- ・毎年、個体数推定を実施し、年度事業実施計画においてユニット毎の捕獲目標を設定する。

【令和4年度の年間捕獲目標】

| 嶺北地域5,900頭以上 | | | | 嶺南地域5,100頭以上 | |
|--------------|--------|----------|----------|--------------|----------|
| 福井1,300頭 | 坂井100頭 | 奥越1,300頭 | 丹南3,200頭 | 二州1,800頭 | 若狭3,300頭 |

- ・各管理ユニットにおいて、県と市町は捕獲体制や地域の自然環境の特性（多雪等）等を踏まえた対策について協議・実施するとともに、捕獲個体の処分方法についても検討を進める。
- ・生息密度の高い捕獲重点地域において、県主体の広域捕獲（個体数調整）を新たに実施する。
- ・狩猟期間を延長〔11/1～3/31※〕するとともに、1日当たりの捕獲頭数制限を解除する。
※11/1～11/14および2/16～3/31はわな猟に限定

7 捕獲体制の強化に関する事項

- ・有害鳥獣捕獲隊員確保のため、新たに狩猟免許取得や猟銃所持に必要な経費を支援する。
- ・捕獲効率を高めるため、県が誘引餌やICT（わなの遠隔操作等）を活用した新技術を実証し、県域への普及拡大を図るとともに、捕獲研修の開催により専門人材を育成する。

8 被害防除対策および生息地の保護・整備に関する事項

- ・侵入防止柵の整備、樹木へのネット巻き等の推進、住民主体による柵の維持管理や誘引物の除去など集落に寄せつけない環境づくりに関する知識・技術を普及する。

9 その他管理に必要な事項

- ・モニタリング結果に基づいて現況を逐次再評価し、事業実施計画や本計画の見直しの際の目標設定にフィードバックさせる順応的管理を行う。